

さっぽろ雪まつり 市民雪像制作ガイド

～安全な雪像づくりをめざして～

さっぽろ雪まつり実行委員会

2022年10月暫定更新版

はじめに

さっぽろ雪まつりは、1950年に札幌の中高学生が、大通公園に6基の雪像を制作したことにはじまります。その後も、市民の手によって個性豊かな素晴らしい雪像が作られ続けてきました。現在は約84基の市民雪像が、家族・サークル・地域・企業などのグループによって作られ、厳しい冬を楽しむという雪まつりの文化や伝統が、多くの市民の皆さんの手により、引き継がれています。

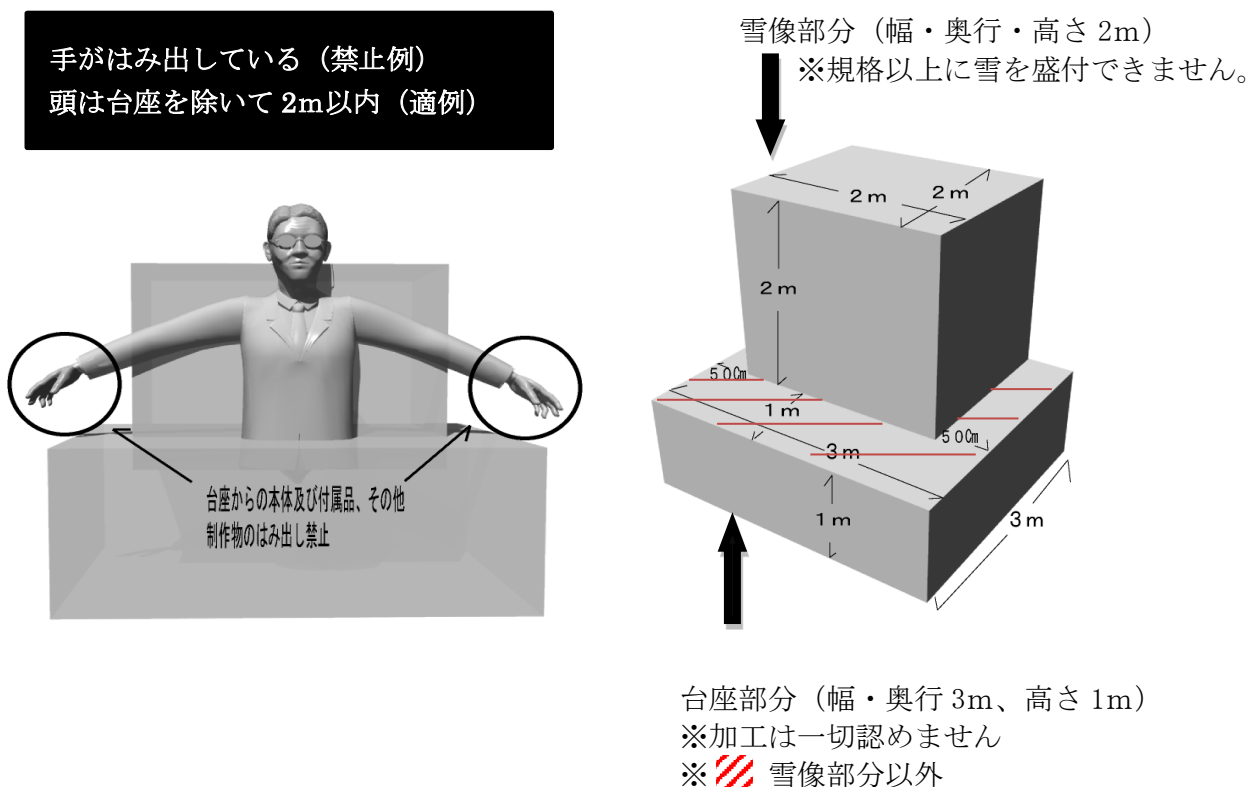
この市民雪像制作ガイドは、市民雪像を制作される皆さんが、安全な雪像を作り、管理するための指針やルールをまとめたものです。

雪像部分(2m×2m×2m)の雪の重量は約6.5tにもなることから、皆さんの協力により、安全な市民雪像づくりを進める必要があります。

1 雪像の規格と安全対策

市民雪像の規格は、次のとおり、雪像部分と台座部分に分かれます。原則として、雪像部分を台座の後方部分に合わせることで、安全確保を図ります。また、歩行者と台座との間は50cm以上の距離を取り、ロープなどにより一般来場者の立ち入りを禁止します。

雪像の制作は雪像部分のみとしますが、安全確保の観点から、高さは雪像部分の規格内(2m)、幅・奥行きは台座部分の範囲内とします。台座部分の上に雪像部分以外で雪像を制作する場合、高さは1m以内とします。台座部分の加工は禁止とします。



2 雪像のテーマ・デザイン

市民雪像のテーマ・デザインは、原則として、市民の皆さんの自由な発想で決めていただきます。ただし、**企業、政治、宗教等の宣伝**となるもの、**公序良俗に反するもの**、**安全性に問題**があるものは、変更していただきます。

3 雪像の形態と安全対策

雪像の形態は、次のとおり、大きく 3 種類に分けられますが、制作する雪像テーマ・デザインと安全性のバランスを考えて選択してください。

(1) 安定自立型雪像

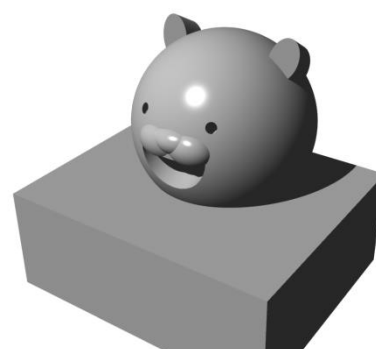
＜特徴＞

雪像部分の下部に重心があり、台座部と雪像部分との接地部分が多い雪像です。

雪像が安定しているため、初心者の方におすすめです。

【安全のポイント】

安定した雪像のため、原則として芯材は必要ありませんが、雪像デザインによっては、補強材が必要な場合があります。



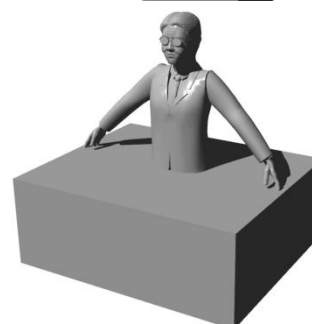
(2) 自立型雪像

＜特徴＞

台座と雪像の接地面積が比較的小さく、デザイン性の豊かな雪像に適しています。

【安全のポイント】

必ず芯材を使用することとし、雪像デザインによっては補強材が必要な場合があります。



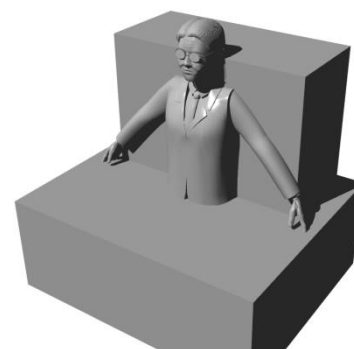
(3) レリーフ型雪像

＜特徴＞

雪像の背面に壁を設けて浮き彫り（レリーフ）とし、台座と背面の 2 か所に接地部分を設けた安定的な雪像です。

【安全のポイント】

安定した雪像のため、原則として芯材は必要ありませんが、雪像デザインによっては補強材が必要な場合があります。なお、背面部の奥行は、1m 程度とします。



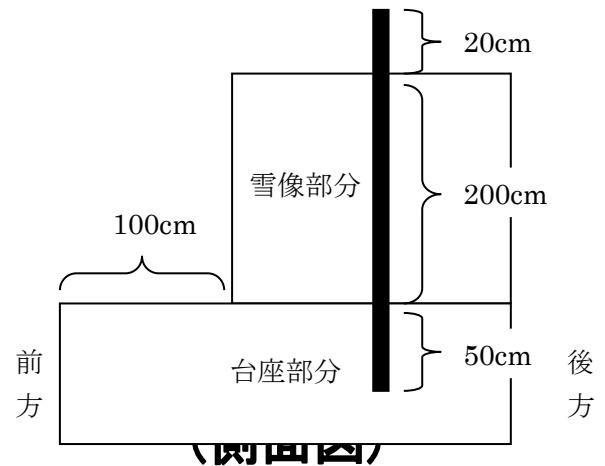
4 雪像の補強方法

(1) 雪像の芯材

市民雪像制作技術指導員（以下、「技術指導員」という。）の指示により、雪像の芯材の設置及び位置を決定します。

芯材は芯材位置図に基づき、雪のブロック制作時に実行委員会で設置します。

※ 芯材に使う木材は、縦横各 4.5 c m、長さ 270 c mの垂木（たるき）です。

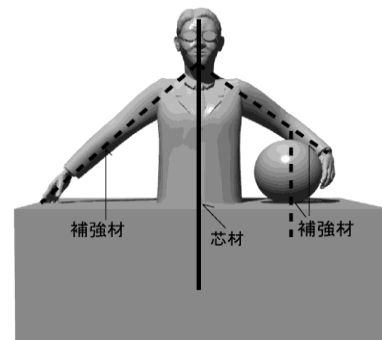


(2) 雪像の補強材

技術指導員の指示により、雪像の付帯部分について、補強材の設置及び位置を決定します。

実行委員会では、補強材として垂木（たるき）を用意します。また、各グループでご用意いただいた木材または竹材は補強材として使用することができます。補強材に貼り付けた雪が溶けた際に木材や竹材が露出するのを防ぐため、白い布を巻き付けてから雪を貼り付けてください。

これ以外の補強材（金属、プラスチック等）の使用は原則禁止です。補強材の使用を希望する場合は、技術指導員に相談の上、実行委員会の許可を得てください。



5 雪像制作のスケジュール（予定）

市民雪像の制作にあたっては、下記のスケジュールで実施します。また、雪像の安全性を確保するため、技術講習会への参加を必須とします。今年度は各制作グループの代表者1名の方に参加いただきます。

（1）市民雪像制作グループの抽選（制作グループ・制作場所の決定）

実施日：11月24日（金）～

実行委員会で用意した自動抽選システムを使用し、雪像制作グループを決定します。また、雪像位置については実行委員会が指定しますので、予めご了承ください。

（2）雪像制作プラン

提出締め切り：2023年1月4日（水）

（3）技術講習会

開催日：1月7日（土）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、1回あたり約15グループを対象として、4回に分けて実施します。この制作グループの割振りは実行委員会で行いますので、ご了承ください。また、同対策のため、技術講習会への参加は雪像制作グループの代表者1名限りとします。

1回目：10:30～12:00まで

2回目：13:00～14:30まで

3回目：14:30～16:00まで

4回目：16:00～17:30まで

※実行委員会及び技術指導員から、市民雪像制作ガイドに基づいて安全な雪像の作り方等を説明します。

（4）市民雪像制作

制作期間：1月28日（土）～2月2日（木）（6日間）

感染症対策のため、会場毎に制作グループを2つに分け、制作期間は3日間ずつとします。各制作グループの制作日は以下とします。なお、制作グループの割振りは実行委員会で行います。

Aグループ 1月28日（土）、1月30日（月）、2月1日（水）

Bグループ 1月29日（日）、1月31日（火）、2月2日（木）

※活動時間については当選者申込の際に確認し、皆さんの活動時間に合わせて技術指導等の準備をしていますので、活動時間を変更する際は事前に事務局へ連絡してください。

（5）中間補修

実施日：2月7日（火）

6 技術講習会の開催（参加は必須）

実行委員会に提出した「市民雪像制作プラン」、「市民雪像図面」に基づいて、市民雪像制作技術指導員から安全面等のアドバイス・指導を実施します。「粘土で制作した模型」により、雪像の安定性、雪像の芯材・補強材の必要性などについて検討します。

※12月中旬ごろに、確定した雪像制作グループに対して実行委員会から粘土を送付しますので、技術講習会までに模型を**必ず**制作してください。なお、技術講習会場内での模型製作はできませんので、予めご了承ください。

7 市民雪像制作時の注意事項

(1) デザイン制作及び雪像制作に関する禁止事項は下記のとおりです。

- ① 氷の使用、装飾（電球や発泡スチロール等の異質物の使用）、着色
- ② 文字をつけること
- ③ 企業等の宣伝となるロゴマークをつけること
- ④ 装飾を目的とした台座部分の加工（削る、模様を入れる、文字を入れる等）

※安全に雪像制作を行うために、台座を加工して階段等を作ることは例外的に認めますが、雪像完成後、台座は原状に戻すこと。

- ⑤ エンジンや電気等の動力を必要とする工具（チェーンソー等）を使用すること
- ⑥ 木材及び竹材以外の芯材、補強材を許可なく使用すること
- ⑦ 炊き出し、焚き火、その他の用途で火気を使用すること
- ⑧ 飲酒状態で雪像制作をすること
- ⑨ 大通公園一般来場者の通行スペースを妨げること

(2) 技術講習会で確認した雪像の形態・デザインは、変更できません。

なお、技術指導員の指示で変更する場合は、実行委員会に報告してください。

(3) 雪像制作を行う際は、必ず用具貸出所にて「着手届」を提出してください。

会場内の制作場所を確認し、注意事項の説明を受けてください。

(4) 貸出用具は、スコップ、ケレン棒、ナタ、のこぎり、バケツ、はしご（大・小）、スノーダンプ、ほうきです（各1個）です。貸出用具は必ず、その日の作業終了後に、用具貸出所へ返却してください。スコップ、ケレン棒、ナタについては手首ひもを用意していますので、必ず手首ひもを手首にかけて、周囲への安全配慮を行い、道具を使用してください。

(5) 実行委員会の貸出用具は、各自で管理して返却してください。また、手荷物は各自で管理してください。各団体が持ち込んだごみ等については、責任を持ってお持ち帰りください。

(6) 制作期間中の各自の制作用具、荷物等は毎日お持ち帰りください。（大通公園内に放置することは厳禁です。）

(7) 会場内、会場周辺の道路は駐車禁止です。

(8) 指定された中間補修日以外は、雪像を補修することはできません。

(9) その他、実行委員会スタッフや技術指導員の指導に従ってください。

降雪があった場合の雪払いは、中間補修日以外は実行委員会が対応します。雪像の細かい装飾については、雪払いの際に壊れる可能性がありますので予めご了承ください。

- (10) 感染症拡大防止の観点から、雪像制作におきましては一度に参加いただける人数を5人程度とするなどの対策を行う予定です。また、また雪像制作の際は飛沫による感染症拡大防止対策として、マスクの着用を必須とします。詳細は技術講習会会場にてご案内します。

以上について、雪像制作期間中に明確な違反があった場合、その時点で雪像制作を取りやめていただきます。また、雪像完成後に明確な違反が判明した場合、市民雪像人気投票の対象から除外します。

8 雪まつり会期中の雪像管理について

(1) 雪像の安全確認

実行委員会では、会期中に降雪があった場合、定期的に雪払いを行います。

また、実行委員会の事務局職員又は警備員が、1時間に1回程度(9時から22時まで)、定期巡回を実施します(巡回警備は24時間実施)。

<巡回ポイント>

① 天候による雪像の雪質の変化

直射日光や暖気による雪の緩み等、雪質の変化を確認します。

② 雪像形状・パーツの変化

雪像の本体及び付帯部分の傾斜、芯材の露出等を確認します。

③ 雪像の総合的状況

上記2点のほか、巡回時以降の気象状況の見通しや雪像の形態も含めて、総合的に安全性を検討・判断します。

(2) 雪像の補修

雪まつり会期中に、雪像の損傷や倒壊防止のため中間補修日を設定します。補修は、雪像表面や細かいパーツなどの部分的な補修とします。

大通会場の中間補修は2月7日(火)の18時から21時30分まで(予定)とし、制作期間と同様に道具の貸し出しを行います。定められた補修日以外での作業はできません。

(3) 気温上昇等による雪像安全対策

外気温が高いときなどは(気温0度以上が長時間続く場合(半日程度)、さらには雨や強風の場合など)、会場内の雪像状態を把握する定期巡回体制を強化します。

上記にあわせ、技術指導員又は大雪像制作隊長が、会場内の雪像状況把握に基づいた助言を実行委員会に対して行います。

(4) 雪像の倒壊防止対策

実行委員会としては、会期中の気温上昇等による雪像の変化により、倒壊の危険性がある雪像について、来場者の安全を最優先させ、雪像の一部又は全部の取り壊し等を実施します。なお、雪像の取り壊しにあたっては、事前又は事後に制作グループの代表者に報告します。